

環境省から要請文が出されました 法令遵守の徹底をお願いいたします

9月19日、環境省からペットオークション運営業者（以下、オークション）、ブリーダー、ペットショップ等関連団体宛てに8週齢規制の遵守徹底を要請する旨の文書が発出されました。

今回の要請は、令和5年11月に実施された調査の結果（調査結果は令和6年2月15日に公表）、全国のオークションで取引されている犬猫が8週齢未満であったことから、事業者に対して動物愛護管理法の遵守徹底を求めるといふものです。

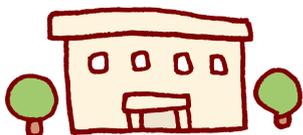
調査の結果から、全国のオークションで生年月日が改ざんされた犬猫が取引されていること、犬猫を出品したブリーダーが8週齢規制に違反していることが疑われています。さらに、一部のブリーダーについては違反の事実も確認されています。

また、オークションについては実施する競りに参加するブリーダーが法令違反していないこと、違反するおそれがないことを聴取する義務がありますが、それにも関わらず生年月日が改ざんされた8週齢以下の犬猫を取り扱っていることが疑われています。

なおペットショップについてもブリーダーから直接または、オークション経由で犬猫を購入する際は同様の聴取を行う義務が課せられています。

こうした状況から環境省はオークション、ブリーダー、ペットショップ関連団体に対して法令遵守の徹底のほか、それぞれに対して以下のことを求めています。

オークション



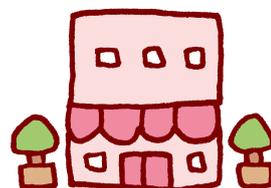
競りに参加する事業者が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合には実施する競りに当該事業者を参加させない義務を確実に守ること

ブリーダー



生まれた犬猫の生年月日及び成長の記録等を個体ごとに管理するなど、幼齢の犬猫の適切な管理を進め、8週を経過しない犬猫の販売等の禁止を遵守すること

ペットショップ



取引相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合は、取引相手と動物の取引を行わない義務を確実に守ること

昨今、会社運営においては、コンプライアンス（法令遵守）が重要視されていますが、法令を守るとは単なる義務ではありません。お客様はもちろん社会からの信頼と評価を高めるための重要な要素です。

法令違反が発覚するということは、個々の会社の問題に留まらず、業界全体の信用が損なわれるリスクもあります。その点をご理解いただき、日々の業務においては法令遵守のもと適切な会社運営をお願いいたします。